

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 29 年 12 月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700336号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700217号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成5年4月30日から平成7年11月27日に訂正し、平成5年4月から同年6月までの標準報酬月額を12万6,000円、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を16万円、同年10月から平成6年1月までの標準報酬月額を22万円、同年2月から平成7年10月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

平成5年4月30日から平成7年11月27日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年4月30日から平成9年11月13日まで

A社の資格喪失年月日は平成5年4月30日と記録されているが、同日以後も同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成5年4月30日から平成7年11月27日までの期間について、雇用保険の加入記録及び請求者から提出された預金通帳の写しから判断すると、請求者は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録によると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年12月31日より後の平成7年11月27日付けで、平成5年7月、同年10月及び平成6年2月の随時改定並びに同年10月及び平成7年10月の定時決定の記録が取り消され、平成5年4月30日に遡って当該資格喪失処理が行われていることが確認できる上、複数の同僚についても平成7年11月27日付けで定時決定等が取り消され、遡って資格喪失処理が行われていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、A社は平成5年4月30日から平成7年11月27日までの期

間において、法人の事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成5年4月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理が行われた平成7年11月27日であると認められる。

また、平成5年4月から平成7年10月までの標準報酬月額については、請求者の取消前の厚生年金保険の記録から、平成5年4月から同年6月までは12万6,000円、同年7月から同年9月までは16万円、同年10月から平成6年1月までは22万円、同年2月から平成7年10月までは15万円とすることが必要である。

請求期間のうち、平成7年11月27日から平成9年11月13日までの期間について、雇用保険の加入記録及び請求者から提出された預金通帳の写しから判断すると、請求者は請求期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求者が同社の社長として名前を挙げた者は既に死亡している上、同社の元事業主二人は請求対象事業所に係る資料を保有しておらず、同社が商号変更したB社は、請求期間当時の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の平成7年11月27日から平成9年11月13日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、平成7年11月27日から平成9年11月13日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。